

**令和 7 年度兵庫県地域創生戦略広報展開業務
公募型プロポーザル募集要項**

1 趣旨

本県を取り巻く現状や目指すべき姿に向けた取組内容等を分かりやすくまとめたタブロイド等の制作及びWEBコンテンツ等の各種広報媒体を複合的に活用した広報を展開する「令和 7 年度兵庫県地域創生戦略広報展開業務」（以下「業務」という。）を実施する。

本要項では、業務を委託する者を選定するために行う公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に関して必要な事項を定める。

2 業務内容

別紙委託仕様書のとおり

3 委託期間

委託契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日

4 委託費（契約上限額）

金 9, 8 6 2, 0 0 0 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務委託の対象者

業務を委託するための公募型プロポーザルに応募することができる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受けなければならない場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。
- (3) 業務の実施に当たり、兵庫県との打合せ等に適切に対応することができること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者

イ 応募図書（5 (3) に掲げる書類をいう。以下同じ。）の受付期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

エ 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者

オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体

カ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

6 企画提案に係る手続

- (1) 募集要項の配布及び応募図書の提出

令和 7 年 6 月 27 日（金）から同年 7 月 17 日（木）までの間（土曜日、日曜日を

除く。)の各日午前9時から午後5時まで

ア 配布方法

募集要項の配布は、事務局の配布の方法による。(県HPへも同資料の掲載を行う。)

イ 提出方法

応募図書は、原則として、事務局に持参して提出すること。郵送による場合には、あらかじめ電話等により事務局に連絡したうえで、令和7年7月17日(木)午後5時までに事務局に到着するように提出すること。

(2) 募集要項の内容に関する質問及び回答

ア 受付期間

令和7年6月27日(金)から同年7月7日(月)までの間(土曜日、日曜日を除く。)の各日午前9時から午後5時まで

イ 提出方法

持参または電子メールにより事務局に提出すること。

ウ 質問に対する回答

令和7年7月9日(水)までに回答する。なお、質問回答は質問者の具体的な提案内容に密接に関わる質問を除き、県HPへの掲示をもって行う。

(3) 書類の作成及び提出

この募集要項のほか、業務委託仕様書等の関連資料に基づき以下の書類(以下「応募図書」という。)を作成の上、正本1部、副本6部を提出すること。

ア 応募申請書(様式第1号)

イ 提案者概要(様式第2号)

ウ 企画提案書(様式任意)

エ 経費積算見積書(様式第3号)

オ その他提案内容を説明する書類

カ 添付書類

(ア) 会社概要等提案者の概要を説明する書類

但し、兵庫県物品関係入札参加資格を有しない法人については、商業登記簿謄本、損益計算書、貸借対照表(前年度(直前決算期)の決算書類(1箇年分))を併せて提出すること。

また、兵庫県物品関係入札参加資格を有しない個人事業主にあつては、身分証明書(禁治産者、被補佐人、被補助人でないことの証明書)を提出すること。

(イ) 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税に滞納がないことを証する書類(提出の日において発行から3か月以内のもの)

①消費税又は地方消費税に滞納のない証明

国税所管：税務署(納税証明書「その3の2」若しくは「その3の3」)

②全ての県税に滞納のない証明

地方税(都道府県)所管：兵庫県内県税事務所(「納税証明書(3)」)

なお、兵庫県内に事務所を有しない等の理由により、兵庫県税について課税実績が無い場合は、別添様式の誓約書を提出すること。

(4) 費用負担

応募図書の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。

(5) 応募図書の著作権

応募図書の著作権は、応募者に帰属する。

(6) 応募図書の取扱い

応募図書は、審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。

6 決定方法

(1) 審査方法

審査会を設置し、以下の項目についてプレゼンテーション審査を行い、審査員の審査点数の合計得点が最も高い事業者を委託事業者に選定する。

なお、応募者が6者以上の場合、プレゼンテーション審査に際立ち、事務局が事前に書類審査を行い、審査点数が高い上位5者程度についてプレゼンテーション審査を行う。

書類審査を実施した場合は、審査会への出席可否について、令和7年7月24日（木）17時までに各応募者に対し、メール等で通知する。

(2) 審査基準

審査項目	審査基準	配点
企画構成	・当該業務の目的や趣旨を理解しているか ・趣旨を十分に理解した上で、企画等の構成、アイデア等は優れた内容となっているか ・幅広い層に発信するための創意工夫がなされているか 等	40
確実性 スケジュール	・業務を実施するのに十分なノウハウ、実績を有しているか ・事業期間中で確実に業務をやり切れるか 等	30
実施体制	・業務の体制は妥当であるか	10
費用	・事業内容に見合った経費になっているか	10
全体	・業務を遂行するにあたっての創意工夫等を行っているか	10
合計		100

(3) プレゼンテーション審査の実施

① 日時：令和7年7月28日（月）13：30～

② 場所：県庁周辺

※詳細は、令和7年7月24日（木）17時までにメール等で通知する。

③ 実施方法（予定）

ア 出席者は3名以内とする。

イ 各応募者の持ち時間は20分（説明10分、質疑応答10分）とする。

ウ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加の資料の配布は原則認めない。

エ 審査については、実績や運営体制等から当該業務を問題なく遂行できるかを総合的に判断する必要があるため、業者名は伏せないで行う。

オ 会場にモニターを用意するが、その他説明に必要な機材等（パソコン、レーザーポインター等）は持参すること。（モニターと接続するHDMIケーブルは事務局で用意）

(4) 審査の結果の連絡

審査の結果は、事務局から応募者全員にメール等により通知する。

7 業務の内容等

- (1) 県は、業務を委託する者として選定されたもの（以下「選定業務者」という。）と提案業務の実施方法等その内容について、協議し、調整を行う。この協議・調整において、県と選定業務者双方で確認の上、提案業務の内容を修正し、又は変更することがある。
- (2) 選定業務者は、(1)の協議・調整をした業務の内容を記載した業務計画書及び業務の実績を記載した実績報告書を県に提出すること。なお、業務の実施に当たっては、業務計画書、委託契約書及び業務委託仕様書に従うこと。
- (3) 選定業務者が委託契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該委託契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払を停止し、又は選定業務者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。
- (4) 選定業務者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を業務終了後 5 年間保存すること。

8 事務局

兵庫県企画部計画課 田村・佐伯
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号
電話 078-362-4373（直通）
電子メール keikaku@pref.hyogo.lg.jp